

発行人 北海道自治体学会事務局

事務局 〒064札幌市中央区南4条西17丁目

北星学園女子短期大学 内田研究室

TEL011-532-2417(FAX共通)

11.30▶札幌

報告

第2回自治体学会シンポジューム開催

「地方分権と自治体の自己改革」
をメインテーマに熱い議論が展開。

地方分権と自治体の自己改革をテーマに第2回政策シンポジウムが開催された。これは昨年に引き続き、年1回札幌で開催される自治体学会事業として、地方自治体職員や研究者が集まる意見交換の場もある。

今回は100人あまりの学会員などが北大法学部8番教室に集まり、熱っぽい議論を交わした。

はじめに、自治体学会運営委員である相内さんのコーディネートで道内各地から参加した4人のパネリストが自らの経験などを通じた意見を報告し、フロアを巻き込んだ議論が展開された。次に、立教大学法学部新藤教授を招き「地方分権と自治体改革」をテーマに特別講演が行われた。最後に新藤先生を囲んで、日頃の地方分権や自治体の自己改革の問題点に対し、各々意見交換を行う交流会を行い、来年の再開を期して幕を閉じた。



第1部パネルディスカッション

各パネリストの報告～シンポジウムの概要～

●近藤恵子さん（女のスペース・オン世話人代表）

女性のためのネットワーク事務所の経験を通して、住民運動の可能性、行政との協働の在り方について発表。

●星 貢さん（白老町）

政策形成過程への市民参加を目的に、町民と職員の合同研修を行ったことを中心に課題や今後の方向について発表。

●横山日出夫さん（士別市）

行政基盤の弱体化という危機感の中から、組織の活性化（機動化）をめざし、「係制廃止、スタッフ制の導入」を実施、このねらいについて発表。

●中島和子さん（札幌市議会議員）

議員生活を通して、政策形成過程の中での住民参加の必要性、議会と住民運動の連携の必要性について発表。

テーマについて各々自らの実践経験を通して、現状把握や問題がどういうところにあるのかについて報告があった。今後、自治と分権の時代をどう迎えるのか、どう求められ、展開されて行くのか。また、地方議会、行政の今後のドラスティックな展開が求められている中で市民組織、議会や自治体が地方分権とその方向性や可能性を発見できる事ができるかなどについて活発な議論がすすめられた。

報告の後、会場からの質問は、スタッフ制の導入というトップダウン型の組織改革の問題点やその効果について議論が集中していたが、次のような論点が提起された。

- 行政の効率的運営のための活性化は何のためにということから考えると、市民ニーズの多様化が要因か、コストパフォーマンスはどうか。
- 自治体と市民のパートナーシップは、どのような問題に対応できるのか。問題点が対立しているときはどうなのか。
- 行政改革ということの中で、市民と行政の関わり合いは頻繁にでてくるが、一体、議会はどういう存在なのか。役割を果たすためにはどうしたらよいのか。
- 情報公開の必要性が叫ばれているが、それは結果を求めているのではなく、政策決定過程への参加ということが必要なのではないか。市民と行政がパートナーならば、情報公開という一方通行で良いのか。

午後の討論の中では、プロセス情報の公開の問題点や機関委任事務による組織の横断的調整の困難性などの悩みも会場から発言されたが、現在の市民運動の広がりの中で、行政がネットワークする力や調整する力は自治体側が上手に取り入れていくことが必要だと言う具体的提案もあり、情報公開の必要性も含めて自治体の自己改革が急務であることを痛感させられる場ともなった。



第2部 特別講演

**法定機関委任事務の範囲を限定し、
自治事務が広がったとして、
自治事務とは何か。
立法形式をそのままにして、
本当の自治といえるか**

■地方分権と行政改革

分権問題に加えまして行政改革などということが昨今賑わになりましたが、行政改革と地方分権が密接な関係にあり、言うなれば日本の政治、行政体制を変えて行く車の両輪になると多くの方はお考えでしょうが、どうも最近の状況は行政改革と地方分権改革あるいは財政構造改革といったものが別個のもののように議論されていることが気にかかることです。

10月の総選挙においても全政党が「行政改革だ」と言い出した背景として、やはりお金の問題があるのだとおもいます。地方自治体の債務を含め日本は450兆円の債務が累積し、日本の昨年のGDPが約500兆円なので、その90%が借金に当たるということで、これは利益誘導、利益還元といったことで、中央集権的に公事業で蓄積していったものであります。

隠れ借金の事例としては、林野特会で3兆円の借金がありますが、これは国から7.1%の固定金利で借りていることが大きな要因です。国鉄清算事業団についても5.6%。これを一般会計から利子補給することになると赤字が膨らんでいく。財政投融資からの恩恵が現在は麻薬中毒状態になり、その状態を解消するためにも、いかに自治体の自己改革が必要かということです。

最近の地方分権改革なるものを振り返りますと、昨年7月に地方分権推進委員会が設置され活動を開始しました。今年の3月29日に「中間報告」が出されたわけです。その原則として、地方分権委員会では、機関委任事務を廃止し、自治事務を原則とすること、国の利害に関する事では法定受託事務とすること、それ以外のみを国の事業とすること、さら

「地方分権と 自治体の自己改革」

講師 新藤 宗幸氏 (要約)
(立教大学法学部教授)

に必置規制の問題、中央と地方との紛争がでてきた場合の第三者機関の設置などを報告しています。これについては画期的な報告でした。

しかし、この中で、戸籍事務の10割負担を国が行わない方向にありそうなことや自治事務とすることが適当な事務でも法定受託事務にしようとする動きもあることから状況は必ずしもうまくいっているとはいえないかもしれません。現実問題、「法定受託事務」は今の機関委任事務に比べると主務大臣と首長の上下関係はなくなるが、他方において「指導・勧告から、さらには正勧告ができ、最終的には代執行もできる」という手続きもあり、機関委任事務の旗色が悪ければ、そこへ押し込むことも考えられます。

御存じのとおり10月3日に「機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理、及び国の関与に関する考え方」を明らかにしておりますが、ここで大きな変更点が2つあります。第1点は法定受託事務の定義を変えたことです。これをえた理由は専ら国の利害というと地財法の10割負担の問題と誤解されるから、といっているが、これは国の高度の負担の枠組みが外れていることです。機関委任事務が姿を消すが「違う名前で出ています」という事になるのではないでしょうか。

もう一つは機関委任事務を自治事務にするか法定受託事務にするかという議論をしているが、河川や道路とかの現在機関委任している部分は法定受託事務になるかもしれないということです。この議論の盲点は「直轄しているところはどうなるのか」ということです。考えなければならないのは自治事務というのはどういう形でなければ自治事務と呼べないのかです。

問い合わせなければならないのは「直轄事務にしている部分

をどうするのか」、法定機関委任事務の範囲を限定し、自治事務が広がったとして、自治事務は何か。立法形式をそのままにして、本当の自治といえるか、私どもが現場から議論して行く必要があるのだろうとおもいます。

地方自治体の法案提出権を 国会に対して持つような そんな制度構想ができないか。

■地方政府としての自治体構想

地方分権がなぜ、必要かの議論の中で政官業の癒着が個々の施策の意志決定を支配してきたことがあげられます。地方分権ということで枝葉末節のところの議論が多くされているが、地方分権というのは日本に民主主義政治体制を確立する

能力に疑問だとか、高齢者社会においての医師の必要性の問題など種々議論があるが、保健所の存在を義務づけていることから考えておくことが必要です。福祉や教育に必置規制が多いが、国民の状況においてそれが必要なのか、自治体側からこれを声に出して良い話なのではないでしょうか。

政府の基本として対等な立場となるのなら、国と地方の対等な関係づくりが必要であり、調整機関を選任していくことも重要ですが、もう一步進んで私達が本当に分権を追求するという権利が必要だとおもいます。

沖縄大会でも議論も行われましたが、今沖縄が問いかけているものは何なのでしょう。直接的には「米軍基地をどうするか」ということですが、国際都市形成といった話との関係では「1国1.5制度」的なものを問いかけているのではないかでしょうか。

ある一定地域に国税が一定の裁量において減免できるとか、経済的規制も含め緩和ができるとか地方自治体の法案提出権を国会に対して持つようなそんな制度構想ができないか。そうでないとなかなか国の体制は変わりません。

**実質的的地方分権を目指すならば、
今の体制の中でも自治体の
自己改革がなければ、
地方分権にはつながらない。**

■集権体制でのメリットの点検

ここまで威勢の良い話ですが、今一度自治体側として集権体制に恩恵を受けていることへの自己点検が必要であります。例えば、権限がないからという理屈で国に責任転嫁していなかったか、必置規制により職が守られている事実もありました。補助金規制の問題でも中央の細分化された金をもらうことにより、個別業務を守るということになり、これは硬直性を招くこともあります。

反対に一般財源が拡大するということは、企画、財政の充実により、首長の影響力を強くすることにもなり、決定に対し、責任を負うことが重要なことがあります。

自治体側に集権体制のメリットを感じていたのではないかでしょうか。今の分権議論には確固としたものがないようにおもえます。例えば、分権委員会と建設省のやり取りをみても、水の総合的利用や治水対策の意味から、県境を越えたら、県には任せられないという議論があります。一体、ドナウ川やライン川はどうなっているのでしょうか。

霞ヶ関の相似性という概念が強すぎるのではないか。自治体は総合的政府であらねばならないということにこだわる必要があるのでしょうか。利根川水系のみのアドホック政府をつくるということを考えることも必要で、その方が徴税権や人事などもタックスペイサーとして管理しやすいのではないかだろうか。一般目的の政府ではなく、特定目的の政府に住民参加することが参画しやすいこともあります。

実質的的地方分権を目指すならば、今の体制の中でも自治体の自己改革がなければ、地方分権にはつながらない。日本は大状況志向で終始するところがあります。戦後50年、常に「法律がいいとか悪いとか、憲法がいいとか悪いとか」と、そこへすべて還元してしまう。それがきちんとした政治や政

ということであり、意志決定システムを変えていくことが大事であり、この過程で機関委任事務の問題などをはじめ、変えていくことにより、市民政府に変っていくことになります。これが行政改革です。

地方分権委員会が分権改革の最先端となるものではなく、委員会がいろいろな盛り上がりの後からついてくる形が必要ではないかとおもいます。

法定受託事務の考え方を変えることや国の10割負担の考え方など問題点も多いが、例えば、ナショナルミニマムという名目で生活保護の一率化を強く主張したり、河川が複数県にまたがることや治水の確保という名目で河川の直轄管理を主張したりする例もあります。

自治事務についても自ら条例も作ることが出来るが、自治体の部長に決裁権があるとしても法律で縛られていれば、自治体の裁量権が拡大するかどうかは疑問であります。法律の改正無しではどうしようもない問題もあります。

必置規制の大膽な整理も必要で、政府としての最低条件は、意志決定が組織内でできるかどうか、これが最低限の条件であります。例えば、保健所の医師の問題。マネジメント



ということであり、意志決定システムを変えていくことが大事であり、この過程で機関委任事務の問題などをはじめ、変えていくことにより、市民政府に変っていくことになります。これが行政改革です。

地方分権委員会が分権改革の最先端となるものではなく、委員会がいろいろな盛り上がりの後からついてくる形が必要ではないかとおもいます。

法定受託事務の考え方を変えることや国の10割負担の考え方など問題点も多いが、例えば、ナショナルミニマムという名目で生活保護の一率化を強く主張したり、河川が複数県にまたがることや治水の確保という名目で河川の直轄管理を主張したりする例もあります。

自治事務についても自ら条例も作ることが出来るが、自治体の部長に決裁権があるとしても法律で縛られていれば、自治体の裁量権が拡大するかどうかは疑問であります。法律の改正無しではどうしようもない問題もあります。

必置規制の大膽な整理も必要で、政府としての最低条件は、意志決定が組織内でできるかどうか、これが最低限の条件であります。例えば、保健所の医師の問題。マネジメント

治家が育っていない大きな理由もあるかも知れません。問題があると法律を変えるということではなく、法律にも弾力性がある。現行制度の中でギリギリで出来るかということを点検する必要があります。

商売にも脱税ではなく、節税ということがあるが、自治体にも脱法ではなく、節法という発想が必要です。地方分権や改革を動かしている主体が必要であり、地方分権委員会がおっかけてくるよう形にならなければなりません。

今一度、仕組みを見直すといった急がば回れという考え方が必要です。

(フロアからの質問)

質問：ポスト冷戦ともいわれているが、地方分権の落ちどごろと国家のあり様について、どういうイメージをもっているのでしょうか。

答：日本ではポスト冷戦を軍事的緊張がなくなったことでいわれているが、実態はマーケット経済がグローバル化しているということが大きな流れでアジアの中でも制度間調整が進んでいる。

国家ということが突出できる状況にはなくなってきたのではないかでしょうか。外国との間でも地域間交流が必要な時代であり、強力な中央政府は必要なくなったのでしょうか。

(文責 渡辺、辻)

参 加 者 の 声

「実質的分権」の取り組みを ～新藤先生の講演から

稻垣 利彰（北海道町村会）

地方分権推進委員会の勧告を目前にしての新藤先生の講演は、自治体職員および関心を寄せる市民に、改めて自治とは何か、市民の政府とは何かを問う、鋭い問題提起と骨太のメッセージに満ちたものでした。

多くの論点の中から、次の三点に絞って先生の講演を振り返りたいと思います。

第一点は「地方分権は何を目的としているか」ということです。先生は、地方の権限や補助金の問題などの「枝葉」に議論が行きがちな風潮を批判しながら、分権の目的は「日本に民主主義政治体制を確立する」という一点に尽きる、と述べ、「市民の政府」という観点から分権推進委員会の議論～機関委任事務、必置規制、補助金への再整理をしています。特に機関委任事務が自治事務になんでも、個別法の規定が変わらない限り、自治立法権は制約されたままであるという指摘や必置規制も政府の自己組織権という視点から幅広い検討が必要という指摘は、勧告後の自治の現場からの視座を与えてくれる、重要な指摘と受けとめました。

第二点は「地方分権で問題にすべき、新たな論点」で、講演では、「一国一・五制度」と「多様な特定目的政府」の二点が提起されました。前者は、沖縄の「国際都市形成構想」を念頭に置いたものですが、私見ですが、この一国一・五制度は沖縄と並んで北海道でこそ議論されなければなりません。

後者は特定目的の政府で市民のコントロールをという示唆に富む提案です。県境を越えた1級河川管理のための政府や小学校区毎に学校の管理・運営のための政府など特定目的の、負担とサービスがより明瞭な様々な政府を設置することで、市民がよりコントロールしやすい政府を構想しうる、としています。

第三点は「自治体及び自治体職員は何をなすべきか」です。先生は、現在の地方分権理論が大きな盛り上りを持ち得ていない背景として、自治体の側で自己点検ができていない

ことをあげています。今の中央・地方間関係で実は自治体は大きな恩恵を受けている。責任逃れの口実としてはもちろんのこと、細分化された補助金が縦割り職場を守っている等々。集権構造についての暗黙の是認の構図を明確に対象化することなしでは、上滑りの議論に終わってしまうと警鐘を鳴らしています。「今の制度環境の中でも、実質的に最大限の分権を図る自己改革がなければ、大きな分権改革につながるはずがない」～自治体職員に対する先生のメッセージの結論と受け止めました。分権推進委員会の勧告をめぐる状況に一喜一憂することなく、「市民の政府の形成」に向けた自治の現場での主体的な努力こそが求められているということを改めて感じました。

地方分権とこれからの自治体

小山田 恵（恵庭市税務課）

95年5月、地方分権推進法が成立し、「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本」とするという画期的な理念をうたいあげていました。それ以降、一層地方分権が注目をあび、96年3月には、地方分権推進委員会は中間報告を公表しています。

この中間報告は、およその方向を中間的に示したものではありますが、基本的内容は、明確にされているために、地方公共団体あるいはその構成員たる自治体職員にとっても衝撃的なものがありました。戦後日本の中央政府の関与に安住していた自治体にとっては、権限の委譲と共に責任の所在の移行もなされるのだから、おだやかではいられないのです。

それでは、多くの政治家たちや世間で「地方分権」とさけばれてはいるものの、実際何のために地方分権が問われ、自治体は何をすべきなのでしょうか。

第2回北海道自治体学会政策シンポジウム（96.11.30）での特別講演で、新藤宗幸氏（立教大学教授）が「地方分権とは、権限や財源が不足しているから議論しているのではなく

く霞が関の特権階層がこの国を牛耳っている。～民主主義体制を確立するためにまず分権が必要」であると述べておられました。特定の人々が行政を動かしていくのではなく、幅広く参画の道を広げ、意思の決定権をできるだけ地域住民に近い距離にもっていくことが重要なのでしょうか。

また、地方分権推進法が成立したとしても、実質的に最大限分権がなされるよう心がけなければ、今までとはなんら変わりません。法は、解釈によりかなり弾力をもたせることができるため活用するものがいかに創造的に適用していくかが、問われていくでしょう。

〈おわりに〉

地方分権の実質的実現のためには、地方分権推進委員会の議論を待つのではなく、自治体が先行していくべきなのです。それには、今後職員の意識改革と内部の自己点検が必要なのでしょう。

第2回北海道自治体学会 政策シンポジュームに参加して

田中 栄治（北海道住宅都市部）

昨年行われました第1回に比べ集まった人たちは多少少なくなったように感じられましたが、土曜日なのに札幌以外のところからこんなによく集まってくれるものだと感心しています。しかし、参加されている人たちの顔を見ますと、どこかで会った人ばかり。参加されるメンバーの方々は、定着しています。

冒頭で町村会の川村さんが挨拶され、自治体学会の事務局を北海道庁に置く計画があり、ほぼ了解されているようなことを言わっていました。その話を聞いた時、私は、一瞬驚きました。北海道自治体学会は、これまでの日本のシクミに疑問をもっている地方自治体の人たちでつくりあげてきたものです。それだけに町村会の中に事務局が置かれているのが自然です。私は、地方分権が進んだ時、広域自治体の役割はあるのだろうかという不安を抱きながら、いつも自治体学会に参加していました。これから「まちづくり」は、基礎自治体が中心になって進めて行くことになるでしょう。そのような状況の中で、広域自治体としての北海道庁の役割は、自ずと限定されます。如何に基盤自治体がスムーズに本来的な機能をもった自治体に生まれ変わって行くかを陰で支えることが、今、北海道庁に課せられた役目であると、私は最近感じています。

北海道庁職員の意識が変わることは、基礎自治体にとって大変重要なことです。そのように考えますと、北海道庁職員の意識を変えるためにも、道庁の中に事務局を置くことはいいアイディアではないかと、私は今思い始めています。

パネルディスカッションでは、4人の方々が発言されておりましたが、それぞれのパネラーの話し方には重みを感じます。自治体学会が徐々に定着してきたことを物語っています。戦後50年の間に築かれたシクミが今日や明日、すぐに変わるものではありませんが、この大きなシクミが変わる兆しは、どのパネラーからもその熱意で伝わってきます。

特別講演の講師であります新藤先生の話の中で印象に残っ

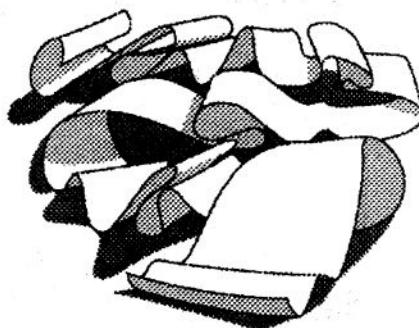
たことは、「地方分権推進委員会では地方分権について検討しているが、どうも肝心な地方自治体の動きがあまり活発でない。もっと、地方自治体は、自分たちの将来のまちにとつて地方分権が必要なんだという声がほしい。地方分権推進委員会がそのような動きの後を追っかけて行くような状況になってほしい。また、地方自治体は、あまりにも完璧な政府、いわゆる、総合目的政府思考が強すぎるのではないか。あまり全てを要求すると、この地方分権はうまく進まないのではないか。いろいろな目的の政府をつくった方が良いのではないか。単独の自治体では解決できない場合は、複数の自治体で構成される特定目的の政府があつても良いのではないか」と言われてたことです。

このような考え方をする先生は、私は初めてです。新藤先生の話を聞いていると、北海道の場合、道庁も含めて市町村は、まだ成熟していないかもしれません。自分たちのまちにとって、地方分権になるとこのようなことができるという話があまり聞こえてこない。

自分の自治体の将来を真剣に考えていれば必然的に地方分権の必要論が出てくるはずです。長い間に培われたシクミに慣らされてしまって、政策型思考が出来なくなっているかもしれません。となると、地方分権のデメリットばかりが見えてきます。

これまで、国や道の理由にして利害関係にある企業や団体からの要望を断っていたことも、これからはそれぞれの自治体で判断し、解決しなければならなくなります。

地方分権は、北海道の市町村にとってデメリットが多いかもしれません、これを乗り越えなければ明日の北海道はないでしょう。それぞれの自治体が独自の政策を考え、責任を持って実行して行くことにより、新しい世界が開かれてきます。この新しい世界を開くために、広域自治体の役割を見つけ出し、それに向かってがんばって行きたいと思っています。



交流が明日のニセコを創る…

ニセコ経済懇話会の試み

ニセコ経済懇話会事務局 片山健也

二 ニセコ町では、「93年6月農業、商業、観光に携わる青年たちが集い「本音で語ろう、聞きたい、喋りたいニセコ」をテーマとした異業種間交流のシンポジウムが開催された。シンポジウムでは、業種別に各代表者がまちへの想いを熱く語り、大きな盛り上がりを見せた。

これまででも業種別の活動や学習会は行われてきたが、異業種の交流はほとんどなかった。この集まりを契機として、多くの青年たちが業種間を越えて本音で語る機会が必要との声が強く出され、同年12月10日にニセコ経済懇話会がスタートした。懇話会には農協、商工会の青年部やボテト共和国などの観光関係者をはじめ、ニセコ自治政策研究会(役場)や農協の職員も数多く参加した。

組織のイメージは、当初から自治体学会的なものを考えており、イベントのようなことを実施することは想定していないことが特徴であろうか。ともあれ「本音の論議を！」をテーマにこれまで次のような会合がもたれてきたが、ニセコのまちづくりの機運醸成に多く貢献したといって良いと思う。

残念ながら会設立から頑張っていた優秀な事務局員が、ニセコ町長に就任するという「不運」にみまわれ、現在活動は停滞気味であるが、明日のまちづくりの基礎を創るために、新任の事務局員として「そろそろ動き出さねばナ…」と思案しつつあるこの頃である。

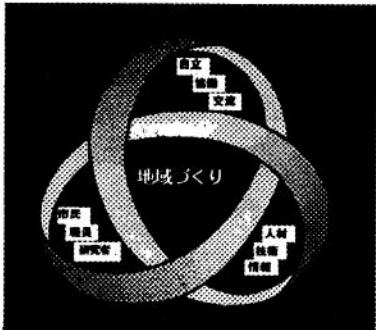
これまでの歩み

- 1994年2月5日 『知恵の輪』IN北海道の全国異業種交流会に参加
- 2月6日 過疎を逆手にとる会『宮崎文隆』氏の講演会
- 2月8日 ニセコ町職員研修公開講座に参加
「文化と公共政策」
講師：北海道大学法学部教授 森 啓 氏
- 4月28日 第1回懇話会
「ニセコ町の農業について」
- 5月27日 第2回懇話会
「ニセコ町の観光について」
- 6月24日 第3回懇話会
「ニセコ町の商工業について」
- 7月16日 UCLA教授ヘルベルト・ブルチョウ氏講演会
「海外からみた日本の社会」
- …懇話会事務局の達坂誠二氏ニセコ町長に就任(11月)…
- 12月15日 第4回懇話会
「ニセコ町の観光と農業をどのように結びつけるか」
- 1995年11月18日 SAS、知恵ネットとニセコ経済懇話会との異業種・地域間交流会
達坂ニセコ町長講演
「今後の観光対策とまちづくり」
- 12月6日 船越ゆかりとニセコを語る集い



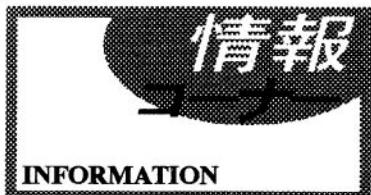
あけまして、おめでとうございます。

北海道自治体学会



北海道自治体学会は、地域の側、住み手の側から自治体を考えていく学会です。

自治体職員、市民、学者、研究者、ジャーナリスト、企業や団体の職員、議長や首長など、いろんな領域の人々や立場の異なる人々が問題を出し合い、討論し、情報や体験を交流することによって、自己が触発され、地域を越え、生き生きとした生活ができるまちづくりを実践します。市民の自立・協働・交流をサポートします。



INFORMATION

■ニュース・会報■

- ・『まちけん通信20号』（釧路まちづくり研究会発行）
- ・塾報『天塩川』（第9号）（第10号）（第11号）（寺子屋「天塩川塾」発行）
- ・『北のたより（11月号）』『北のたより（12月号）』（北海道庁地域振興課発行）

■お知らせ■

北海道自治研修所調査研究部では、今後の政策研究活動に役立てるため、道内の自治体職員の自主研究グループ活動について調査を実施します。

これまで、道内の自主研究グループのまとめたデータがなく、こうした活動の内容や結果を把握することにより、これからこのグループ相互のネットワークをはじめ、自治体学会の活動等にも役に立つものと思われます。この調査に対し、会員の方々の協力と情報提供をお願いします。

「連絡先」069 江別市文京台700番地
北海道自治研修所調査研究部
TEL 011-386-8311 FAX 011-386-8326

■記念論文を募集■

「地方自治法施行五十周年 北海道町村会」

北海道町村会が懸賞論文を募集

平成9年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて50周年という節目の年にあたります。北海道町村会ではこれを記念し、自治体職員を対象に地方自治に関する論文を次の要領で募集することとしました。多数の応募をお待ちしています。

◆テーマ

分権の時代における地方自治体、および自治体職員の課題と提言を中心とした内容とし、題名は自由

◆応募資格

道内自治体職員（ただし、個人とする）。

◆応募作品

400字詰原稿用紙20~30枚程度（8000~12000字）

応募作品は未発表論文に限る。

◆応募締切日

平成9年3月14日（金）。（当日消印まで有効。）

◆入賞

特選 1点（賞金20万円）

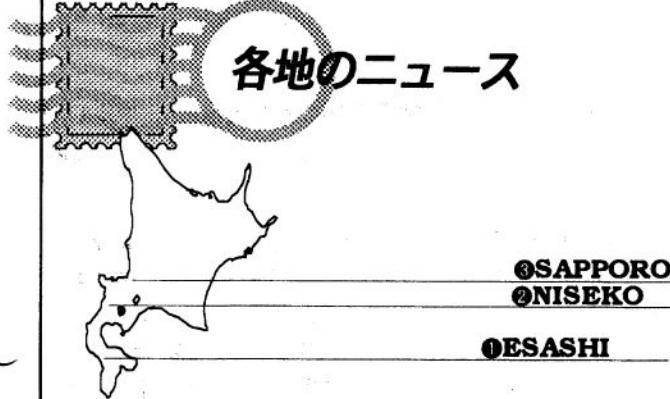
入選 2点（賞金10万円）

なお、入賞作品は本会発行の政策情報誌「フロンティア180」に掲載。

◆問い合わせ先

詳しい応募方法等は、北海道町村会企画調査部まで。
(TEL 011-241-7181)

各地のニュース



①江差大会は6月下旬

平成9年の自治体学会北海道フォーラムは道南の江差町での開催が決まっていますが、日程については6月下旬を予定しています。

全体テーマや分科会の持ち方など具体的な内容はまだ煮詰まっていませんが、白老大会同様に住民参加による実行委員会方式で取り組むことにしています。全道的にも知られている江差町民大学とも連携して大会内容の決定を急ぎたいと思っています。会員の皆さんには、6月下旬（今のところ28,29の土、日が有力です）のスケジュールを今のうちから開けておいていただいて、大勢の参加をお待ちしています。

（江差町発）

②「シリベツリバーネット」を設立

12月10日、ニセコ町で「シリベツリバーネット」が設立された。尻別川流域の7町村の住民が、産・学・官の壁を乗り越え、共に手を取り合って流域連携を進めようというもので、当日は札幌などからの参加者を含めて50人が参加した。

今後は、「流域連携シンポジウムやEボート交流事業などを開催し、全国水環境交流会などの連携を図りながら官民挙げてのネットワークづくりを進めていきたい」（菅原代表・喜茂別町）と意欲を見せている。（ニセコ町発）

③「分権・自治を考えるジャーナリストの会」が発足

11月30日に発足した同会には、道内の新聞とテレビ各社から49人のジャーナリストが参加。会友として北大法学院の神原、山口、森、木佐の各教授と川村北海道町村会常務ら7人が名を連ねている。

同会は、会員のみで行う年10回の例会のほか適宜開催する特別例会も予定。例会ではテーマごとの調査研究と意見交換を行い、特別例会では分権推進委員会委員や学者・研究者、自治体関係者などを招いて分権と自治の問題を考えいくことにしており。（事務局発）

自治に想う

リレートーク
第1回

思いつきのまちづくりから脱却して、 成果の上がるまちづくりには コンセプトを作る力が重要です。

代表運営委員
中島 興世(恵庭市役所)

恵庭市役所まちづくり研究会は結成以来17年目を迎えています。最初の頃は専ら、問題意識を育む、ネットワークを広げるといったことに終始しており、政策開発・まちづくりに取組むまでに10年近くを要しています。一般的には、問題意識の熟成やネットワークの拡充を基礎に、政策開発・まちづくりに取組むことになると思うのです。

最近は、北海道自治体学会をはじめ、地方自治土曜講座、各地での自主研究グループの活動など目をみはるものがあります。これらの中で培った問題意識、ネットワークを生かして、政策開発・まちづくりに本格的に取組む時期を迎えてきているように思われます。政策シンポジウムを始めたのも、その様な方向を意識したことだと言えます。

起業家・アントレプレナーの条件として3つのことがいわれます。情熱、コンセプトを作り上げる力、人・物・金といった資源を動員する力です。アントレプレナーの条件ですが、これらの3点は、まちづくりに成功する条件とも言えると思うのです。思いつきのまちづくりから脱却して、成果の上がるまちづくりには2つめの条件、コンセプトを作る力が重要です。優れたコンセプト、優れた戦略を作るために注意すべきことが幾つかあるのですが、ここでは矛盾、不満、問題に着目する、直視することを指摘したい。

恵庭で成果をあげたものに花のまちづくりがあります。ニュータウンを舞台に取組んだのですが、日本一の花のまちの

表彰もいただいている。これはニュータウンは出来た時には綺麗だが、果たして30年後は美しいのだろうか。花のまちづくりは、この問題の解決のために考えた手法なのです。住宅が古くなってしまって街は美しいのだろうか、この問題の発見が決定的に重要だったのです。世の中がこのまま進んだとしたら何が問題になるかを探り、その問題解決を考えることです。

「田舎俱楽部」という私たちの取組みも市民の大きな反響を呼んでいます。これは恵庭で採れた農作物が何故恵庭で食べることが出来ないのか。採れたての美味しい地元の野菜を食べたという市民の不満に着目して立てられた戦略なのです。

「図書館とまちづくりシンポジウム」を仕掛けたことがあります。このシンポジウムを契機に図書館の予算は10億円から17億円に増額され、設計も大きく改められています。この図書館は、多くの賞をもらい、市民の誇るべき施設になっています。これも図書館づくりに自分の声を反映させたいという市民の不満に迅速に反応したから成功したのです。

矛盾、不満、問題をチャンスと捉え、矛盾、不満、問題への対応を徹底して考える。そして行動する。問題がチャンスなのです。

(第2回北海道自治体学会政策シンポジウムの閉会挨拶から)

事務局からのお知らせ

◆ニュースレター6号をお届けします。今回から「釧路まちづくり研究会」の皆さんの協力を得て紙面が大幅に刷新されました。皆さんのご感想はいかがですか。

◆1996年12月現在の会員名簿を同封しました。異動等で連絡先が変わった方は事務局までお知らせください。

◆今年度の会費を未納の方は、大至急納入ください。年末になって財政が緊迫してきました。納入方法はこれまでの銀行振り込みの他、新たに郵便局に口座を開設いたしましたので、そちらをご利用ください。-別添チラシ参照

◆事務局へのご連絡は、電話及びファックスで！！-なお、不在が多いと思いますので、留守番電話又はファックスでご用件をお知らせください。後日折り返し連絡いたします。

011-532-4217 (北星学園女子短期大学・内田研究室)

■沖縄での全国の自治体学会に参加し、太田沖縄県知事の講演を拝聴するとともに、直接ご本人とも若干懇談することができました。「平和と自治」。この関係が密接であることを痛感させられました。「沖縄を学べ！」

「沖縄を学べ！」、そして「沖縄とともに学べ！！」。このことを北海道自治体学会の皆さんに伝えたいと思います。(北星学園女子短期大学 内田和浩)

■北海道自治体学会の情報をインターネットにのせて世界に発信したいと考えております。現在テスト中ですが個人のホームページに自治体学会関係の情報を載せておりますので、是非アクセスして見てください。(home.highway.or.jp/tennis/) 道職員(渡辺克生)

■「分権」や「改革」という言葉が世間を賑わせています。新年から趣の変わったNEWS LETTER、中央との関係ばかりを気にせざるを得えなかった自治体の立場を今一度、自己点検してみる素材になればと思います。道職員(辻泰弘)

■インターネットの電子メールを使った編集作業が可能となり、道東の地・釧路から編集作業に参加することになりました。会員の皆さんの投稿、意見などおまちしてます。

釧路市 (塩、shio@marimo.or.jp)